

伊豆の国市週休2日制工事実施要領

制定 令和5年12月27日 決裁

改正 令和7年11月27日 決裁

改正 令和8年10月21日 決裁

(目的)

第1条 この要領は、建設産業における担い手の確保及び育成のため、伊豆の国市が発注する建設工事において週休2日の確保を推進する工事（以下「週休2日制工事」という。）の実施に関し必要な事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを通じて、労働環境を改善することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、準備期間、後片付け期間、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。

(5) 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所率が 28.5 %以上の状態をいう。

(対象工事)

第 3 条 原則として現場作業を行う期間が 1 か月以上の工事を週休 2 日制工事の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 予定価格が 200 万円以下の工事
- (2) 緊急対応のための工事
- (3) その他、週休 2 日制工事に適さないと工事担当課の長が判断する工事

(発注)

第 4 条 発注者指定型により発注する。

(実施方法)

第 5 条 週休 2 日制工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、工事着手日までに現場閉所計画・実績表を監督員に提出し、これに基づき施工する。
- (2) 受注者は、現場閉所計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画・実績表を監督員に提出する。
- (3) 受注者は、工事完成図書提出時に、現場閉所計画・実績表を監督員へ提出する。
- (4) 監督員は、受注者から提出された現場閉所計画・実績表により、現場閉所の状況を確認する。

(工期の設定)

第 6 条 発注者は、週休 2 日制工事を発注するときは、適切な工期の設定を行うものとし、変更契約を行うときも同様とする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 21 日から施行する。